

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府
No : 22/NQ -CP 号

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福

ハノイ、2010年5月5日

中小企業育成の補助に関する 2009年6月30日付政令第56/2009/ND-CP号の実施について の決議

中小企業は経済・社会の発展の重要な要素であり、登録企業数の約97%を占めている。中小企業は、労働者の雇用創出・収入の増加、投資の調達、国家予算への寄与に対し重要な役割を担っている。中小企業の初期投資金額は多くないが、その企業活動は農村、都市部を含む広範囲におよび、かつ全ての分野、業種に渡っている。また、中小企業は多くの人々の潜在的な投資を掘り起こし、健全な競争環境を形成している。

世界的な金融危機及び景気後退の中にあっても我国は2007年末から現在までの新規申請企業数は安定的な伸びを示している(2009年:85社、2008年比:約30%増)。近年の中小企業の積極的な発展は、新しい仕事の提供、失業率の減少、経済・政治の安定、社会安全保障の確保に寄与している。しかし、中小企業には競争力、発展を妨げる特徴的な制限及び困難がある(規模:小さい、技術:旧式、管理能力:弱い、金融・製造用地へのアクセス能力:難しい、大手企業との連携:あまりない)

国際市場への参入及び開発の要求に応える中小企業育成の支援、奨励のために、政府は中小企業育成補助に関する2001年11月23日付政令第90/2001/ND-CP号に取って替わる2009年6月30日付政令第56/2009/ND-CP号を公布した。

中小企業を力を活かし、生産能力を向上させるために、政府は政令第56/2009/ND-CQD-TTgP号において以下のとおり決議し、中小企業育成の補助政策を積極かつ同時に推進する。

I. 中小企業育成の補助プログラム、計画の作成の案内

1. 計画投資省は、各省庁、部局、地方及び企業団体と協力し、以下のことを実施する。
 - a) 中小企業育成補助に関する2009年6月30日付政令第56/2009/ND-CP号について公告し執行を案内する。また、企業の規模及び業務内容により中小企業のランク分の基準を公開し、中央若しくは地方レベルの中小企業育成の補助プログラム、計画の作成を案内する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 2011～2015 までの経済社会開発の 5 ヶ年計画に基づいて中小企業育成の補助計画（2006～2010）を実施した結果を評価し報告する。その後次の 5 ヶ年計画（2011～2015）を作成し 2011 年に政府首相へ提出する。

2. 各省庁、部局、地方は、ソリューション及び予算を含む中小企業育成の補助計画を作成し、財務省及び計画投資省へ提出する。

II. 中小企業の信用資金にアクセスする能力の向上及び中小企業に対する財政資金の調達

1. 国家銀行は関連機関と協力し、以下のことを実施する。

a) 生産、輸出向け生産、農業、農村、中小企業等の資金調達に応えるために、信用機関の活動を管理し、金融政策の調整を行う。

b) 計画投資省と協力し、信用組織の能力の向上及び中小企業に対する技術支援、信用資金の拡充、財政・投資管理に関するコンサルティングサービスの提供、その他のサービスの提供を行うための ODA 資金の交渉、受け入れ、運用に関して実施する。

c) 中小企業に対する支援政策、制度、信用の形態の実施状況を 2010 年第 3 四半期に政府首相へ報告し、ファクタリング、資金貸付などの中小企業に合うサービス、商品等を推進するソリューションを提案する。

2. 計画投資省は、財務省、国家銀行、関連機関と協力し、中小企業に対する財政支援の実績及び企業に対する支援基金の活動を評価した上で中小企業育成基金の設立に関する提案を作成して 2010 年第 4 四半期に政府首相へ提出する。

3. 財務省は、関連機関と協力し、以下のことを実施する。

a) 中小企業向け信用保証基金の設立、活動に関する規定を各地方の条件に見合うように修正、追加するために、2010 年第 3 四半期に各地方における中小企業向け信用保証基金の設立、活動に関する状況及びベトナム開発銀行の中小企業に対する信用保証義務の実施結果をまとめ、総合的な評価を行い、政府首相へ報告する。

b) 中小企業、特に輸出向け中小企業、農業農村開発関係の中小企業に対する優遇策を中心に、国家の投資の信用取引及び輸出信用に関する政令第 151/2006/ND-CP 号、政令第 106/2008/ND-CP 号を修正、追加する政令（草案）を 2010 年に政府へ提出する。

c) 計画投資省、関連機関と協力し、政府に認められた中小企業育成基金の活動を監査、管理する規定及び財政管理規定を制定する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

III. 製造用地問題の解決

1. 省、中央直轄市人民委員会は：

- a) 土地利用計画を見直し、土地の収用、用地確保の賠償を行い、中小企業の賃借用の土地及び中小企業専用工業団地、工業区若しくは企業育成センターを建設する土地を用意する。
- b) 毎年、中小企業が賃借できる中小企業専用工業団地、工業区若しくは企業育成センターを建設するための用地を公開し、中小企業の製造用地の問題を解決する方法についてコンサルティングを行う。

2. 財務省は関連機関、省級人民委員会と協力し、土地使用料金、賃借料金、投資の補助を中心に行ない、中小企業専用工業団地、工業区若しくは企業育成センターの建設に投資する企業に対する奨励、優遇策を 2010 年に作成する。

3. 商工省は、2020 年までのビジョンを見据えて 2015 年までの地域別工業区、開発計画を 2010 年に政府首相へ提出する。

4. 資源環境省は、関連機関と協力し、

- a) 環境保護活動に対する優遇、支援策に関する 2009 年 1 月 14 日付政令第 4/2009/ND- CP 号のガイドラインを 2010 年第 2 四半期に公布する。環境汚染の問題で生産拠点を都市部もしくは所在地から移動しなければならない中小企業を支援するために、土地に関わる財政優遇策を具体的に定める。また、その企業は、製造用地から住居用地若しくは商業用地に目的を変更することができ、差額を移動に掛かるコストに充当することが出来る。
- b) 土地使用計画のニュースを作成し、中小企業及び各地方へ情報を公開する。

IV. 中小企業の競争力の向上の補助

1. 中小企業に対する技術の刷新、技術能力・レベルの向上を強化する。

a) 科学技術省は関連省庁、部局と協力し、

- ・ 先進的な技術の導入、設備の改善、技術能力の向上、技術移転を行う中小企業に対する支援策を強化するために、科学研究・運用及び技術刷新における中小企業への支援策に関する法令を改正し、2010 年第 2 四半期までに政府へ提出する。

- ・ 旧式技術に換わる新技術の導入、若しくは外国から移転された技術を習得する農業、農村、伝統工芸村に関わる中小企業に対する補助策を中心とする 2020 年までの国家技術刷新プログラムを速やかに完成し政府首相に提出する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ ISO 基準若しくはその他の国際基準に合致する品質管理システムを適用する中小企業を支援するパイロットプログラムを 2010 年第 3 四半期に政府首相へ報告する。また、輸出向け生産、農業農村、裾農産業等の分野における中小企業に対しビジネスモデルの構築に掛かるコストの一部を援助する原則を定める。

- ・ 2005～2010 年までの企業に対する知的財産の支援プログラムを評価した上で、中小企業の実情及び要望に見合うよう 2011～2015 年段階の企業に対する支援プログラムを見直し、2010 年第 4 四半期に政府首相へ提出する。

- ・ 科学技術分野への投資を奨励する財政政策に関する 1999 年 9 月 18 日付政令第 119/1999/ND- CP 号を修正、追加する政令（草案）を 2010 年に政府へ提出する。中小企業の技術刷新のための研究・提案にかかる費用の補助金を上げるが、総額の 50%を超えてはならない。補助金の拠出、決算手続きに関する規定を修正する。

b) 技術の研究、運用、刷新をする中小企業に対して各企業、組織、個人が援助するための科学技術開発基金を設立することを奨励するために、財務省は、科学技術省、関連機関と協力し、組織、個人、企業向け科学技術開発基金の組織・活動に関する 2007 年 5 月 16 日付財務省決定第 36/2007/ QD- BTC 号に取って替わる文書を 2010 年に公布する。

2. 中小企業の企業管理能力の向上を目指した人材育成を補助する。

a) 計画投資省は財務省と協力し、中小企業の企業管理能力向上に対する補助の実施計画、予算管理・運用に関するガイドラインを 2010 年第 2 四半期に定める。

b) 各省庁、部局及び省級人民委員会は

- ・ 中小企業の企業管理能力向上の補助計画を作成し、計画実施における予算編成を行ない財務省及び計画投資省へ送付する。

- ・ ベトナム商工会議所、企業団体及びサービス提供組織が中小企業に対する教育サービスを提供することを奨励する。

c) 労働傷病兵社会省は関連機関と協力して以下のことを実施する。

- ・ 市場の要求及び各企業の発展に寄与できる職業訓練及び人材の質の向上、特に技術労働者の育成に関する対策、それに関する各提案（2020 年までのベトナムにおける労働市場の発展見通し、2008～2020 年段階の職業訓練の開発・改善の提案、2020 年までの農村における労働者に対する職業訓練の提案、2011～2020 年段階の職業訓練開発の戦略）を見直し、整理する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 資本借入れ対象の拡大、雇用創出に寄与する案件に対する資本の借入れ増を検討し、雇用問題に関する国家計画に則って中小企業を重視する。また、2009年2月23日付政府首相決定第30/2009/ND-CP号に従い支援対象の拡大を検討する。
- ・ 労働市場、中小企業の労働需要についての情報提供システムを完成させ、2010年に労働市場に関するデータベースを公開する。レベル別、業種別、分野別に労働市場の情報を収集・処理・分析・管理及び提供する。企業が生産、営業に見合う人材を確保できるように仕事の斡旋を行う。

3. 市場拡大、公的な商品・サービスの購入及び提供

- a) 商工省は、中小企業が国内市場貿易促進プログラム及び国家貿易促進に参画する最低比率を定め、商品の販売、市場拡大、輸出強化等の中小企業に対する活動を立案する。
- b) 財務省は関連機関と協力し、政令第56/2009/ND-CP号第11条第1項に定める中小企業が公的な商品・サービスを提供することを奨励する政策を2010年第4四半期に政府首相へ提出する。
- c) 計画投資省は、コンサルティングサービス、商品提供を行うための入札に参加する中小企業を奨励する入札様式、案内を2010年第1、2四半期に制定する。

4. 農業農村開発省は関連機関と協力して以下のことを実施する。

- a) 2011～2015年の農業農村分野における中小企業に対する補助プログラムを作成して2010年に政府へ提出する。伝統工芸村及び農業農村分野における企業の競争力を引き上げるソリューションを中心に、農村、山岳地、海浜地区、僻地等において農業関係の活動をする中小企業に対し、法人税の優遇、土地使用料金・土地賃借料の減免に関する政策を定める。
- b) 中小企業に対する支援策を見直し、農業優遇、林業優遇、漁業優遇の国家戦略及びその他の業種ごとの重点プログラムに盛り込む。

5. 商工省は関連機関と協力し、政府が批准した裾野産業育成計画に基づいて、裾野産業分野における中小企業育成の補助政策を立案して2010年第3四半期に政府へ提出する。

V. 中小企業向け行政手続改革の強化

1. 計画投資省は、財務省、省、中央直轄市人民委員会と協力し、企業法の下で設立される企業に対する設立申請手続き及び税務登録手続きを改善するために、企業

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

登録の国家システムと税務情報システムとを連携させる。各機関間の方向性の統一を図り、協力することができるように「一本化体制」を確立する。

2. 財務省が主導して、弱小企業、小企業に見合う税務管理の手順、手続き、様式を作成する。

VI. 中小企業に対する補助政策の制定

1. 計画投資省は、

- a) 関連機関と協力し、中小企業育成への奨励に対する評価会の義務を修正、追加し、評価会の業務に関する規定を 2010 年第 2 四半期に制定する。
- b) 財務省、科学技術省、関連機関と協力し、中小企業に対する支援策を執行する窓口の能力を向上させる提案（営業施設の改造、スタッフの能力の向上、主な活動を行うための予算の保証などの対策）を政府首相へ 2011 年に提出する。

主な活動は、中小企業に対する企業管理の教育、企業管理についてのコンサルティングを行う者への教育、中小企業の支援に関する業務を遂行する幹部の教育、優先分野における中小企業に対する技術支援のパイロット展開の実施、企業間の連携の構築、中小企業のビジネスポテンシャルの拡大に関する活動である。

2. 省、中央直轄市人民委員会は、省、県レベル人民委員会管轄計画投資部門の機能、義務、権限及び組織に関する 2009 年 8 月 5 日付通達第 5/2009/T T L T - B K H D T - B N V 号に従って、中小企業に対する支援政策を施行する地方の窓口を決定する。企業数が 3,000 社以上ある地方は、計画投資局に新しい計画投資部門を設立することができ、同局に設立された部門へ新しい機能、義務を付け加えることができる。

VII. 施行組織

1. 各省大臣、省に相当する機関の長、政府に属する機関の長、各省・中央直轄都市の人民委員会委員長は、責任をもって本決議に定めるソリューションを執行する。また、執行過程においての困難、問題点を政府首相へ報告すると共に計画投資省へ送付しなければならない。
2. 計画投資省は、本決議の施行状況を監査し結果を評価して政府首相へ報告しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

宛先：

- ・ 共産党中央書記局
- ・ 首相、各副首相
- ・ 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- ・ 汚職防止中央指導委員会
- ・ 各省・中央直轄市人民委員会・人民評議会
- ・ 党中央事務所、各委員会
- ・ 国家主席事務局
- ・ 民族評議会、国会の各委員会
- ・ 国会事務所
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察庁
- ・ 国家会計監査
- ・ 国家財政監査委員会
- ・ 社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 企業の育成及び改善の指導委員会
- ・ ベトナム商工産業所
- ・ ベトナム農協連合
- ・ ベトナム中小企業協会
- ・ 政府官房：担当大臣、各副担当者、政府ウェブサイト、所属する各部局、単位、公報

- ・ 保管：書類管理部、企業改善部（5部）